

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和8年3月10日

収支等命令者

佐賀県政策部政策企画監 松永 祥和

1 業務内容

- (1) 業務名 令和8年度県市町職員研究会“dx21”等開催業務
- (2) 業務の仕様等 別紙説明書による
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月19日まで
- (4) 予算額 金3,700,000円（消費税及び地方消費税含む。）

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

<単独事業者の場合>

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

<複数事業者による共同企業体の場合>

- (1) 全ての構成員が上記<単独事業者の場合>の(1)から(5)までの条件を満たすこと。共同事業体と契約を行う場合は、共同事業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととする。
- (2) 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 手続等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県政策部さが政策推進チーム デジタルイノベーション担当
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
電話 0952-25-7360
電子メールアドレス sagaseisaku@pref.saga.lg.jp
- (2) 説明書の交付期間及び方法
令和8年3月10日(火)から同年4月1日(水)まで佐賀県ホームページに掲載する。

4 説明会

実施しない。

5 参加資格の確認

本件プロポーザルに参加を希望する者は、参加申請書に関係資料を添付の上、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期限 令和8年3月19日(木)午後5時まで
- (2) 参加資格の確認結果は、令和8年3月27日(金)までに通知する。
注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

6 提案書の提出

関係資料を添付の上、上記担当課に持参又は郵送すること。

- (1) 提案書の内容は、別紙のとおりとする。
- (2) 提出期限 令和8年4月1日(金)午後5時まで
注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7 プレゼンテーションの日時及び場所

- (1) 日時 令和8年4月6日(月)(午前)
- (2) 場所 佐賀県庁116号会議室(新館11階)
(佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号)
- (3) プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。
※プレゼンテーションは日時、方法の変更(Web形式)又は省略(書面審査のみ)とする場合がある。その場合は、あらかじめ提案者へ連絡する。

8 結果の通知

令和8年4月8日（水）までに全ての参加者に対し通知する。

9 その他

別紙説明書による。

この公示に掲げる手続は、令和8年2月の議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。